令和６年度事業実施に向けての基本方針と重点推進項目及び事業計画（案）

[基本方針]

私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症が５類となって約１０ヵ月が過ぎ、社会はポストコロナに向けて大きな一歩を踏み出しています。しかし、およそ３年間に渡るコロナ禍の影響は大きく、人と人のつながりの希薄化、経済的困窮や子どもの貧困、深刻さを増した社会的孤立といった課題は残されたままです。また、昨今の物価高騰や新年早々の大地震は生活困窮に一層拍車をかけています。

このような中、全国の社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民の皆様や福祉組織関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています。

小豆島町社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現のため、重点推進項目を中心に各種事業を展開し、地域生活課題の解決に努めてまいります。

[重点推進項目]

１．地域づくりの推進

地域づくりとは、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組み」のことをいいます。そのためには、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識してもらい、その解決のために知恵を出し、汗を流してくれる人材を育むことが大切になってきています。

社協の中では「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」との言葉があります。この原点に立ち返り、自治会や学校、教育委員会、社会福祉法人などと連携をとりながら、あらゆる世代を対象に、福祉教育事業を進めていきます。

２　相談・支援業務の充実

福祉ニーズは時代とともに変化します。超高齢社会を迎え、地域生活課題も複雑化、複合化してきています。８０代の親が、自宅にひきこもる５０代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう８０５０問題、介護と育児が同時期にくるダブルケア、４０代、５０代のひきこもりなど属性別の支援体制では解決できない問題が増えてきています。これらに対しては、包括的な支援体制が必要です。

生活困窮者の自立に向けた相談支援事業、判断能力の不十分な方への福祉サービス利用援助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業などに取り組んでいきます。併せて、社協による成年後見も必要となる方が増えてくると見込まれます。また、関連する死後事務の増加も見込まれます。

このように複雑で複合的な地域生活課題への包括的支援体制として、社会福

祉法に基づく重層的支援体制整備事業が創設され、これに対する検討も重要課題となっています。

これらの業務量増加に対応するため、職員体制の整備や職員のスキルアップを図っていきます。

3　緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

緊急小口資金等の特例貸付については、令和５年１月から償還が開始されているところですが、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を行うなど今後の生活再建に向けた支援を実施していきます。

4　災害時福祉支援活動の取り組み

元日に、最大震度７を観測し、死者が二百数十人を越えた能登半島地震。その中でも「共助」により助かった命があったことは多数報じられています。小豆島においても、ここ３０年以内に最大震度６強を超える南海トラフ地震の発生が危惧されており、決して他人事ではありません。災害時には、まず「自助」、そして「共助」が大切なことを改めて心に留めておく必要があります。

災害は、高齢者、障害者、子供など、社会的に弱い立場にある人びとに特に大きな被害をもたらします。社協は常に社会的弱者と向き合っていることから、災害時の取り組みは特に重要なものとなりますので、「自助」・「共助」に積極的に取り組んでまいります。

5　財政基盤の強化

本社協を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあります。その要因としては、社協に対する寄付の減少、地方公共団体の財政赤字に伴う運営費補助の減額、人件費の伸びなどがあげられます。

本社協においては、社会福祉充実計画に基づく基金取り崩しにより、収支均衡を図っている状況です。しかしながら、令和７年度で計画にある基金取り崩し予定額に達しようとしており、収支均衡を図るには財政基盤の強化が急務です。本社協では、他団体事務など全く収益がない事業も抱えており、法人経営が難しい状況です。地域福祉の担い手への運営費補助の在り方について、町との協議を進めていきます。

6　こまめ事業の実施（生活支援体制整備事業）

こまめ事業とは高齢者の生活の困りごとを把握し、地域で支え合う体制を整える事業です。生活支援コーディネーターとして町高齢者福祉課から１名、小豆島町社協から２名が出て、事業の実施に当たっています。

令和５年度に実施したこまめ隊（ボランティア）の養成、サロンのリーダーを対象としたこまめリーダー会議の開催、オリーブ健康塾でのこまめ授業への協力、各団体のサロン見学の実施などを継続実施します。

[事業計画]

１　総　務（総務係）

（１）組織運営

①一般会員への理解浸透、賛助会員の拡充（定款第２条第１４号）

・各方面に社協の役割、存在意義を十分に説明し、自治会、福祉委員と連携をとって一般会員の確保、賛助会員の加入促進を図る。

②運営費補助金復元に向けての協議（定款第２条第１４号）

・社会福祉充実計画における基金取り崩しによる経営が可能であるとの判断に基づき減額されている運営費補助については、基準を策定し、今後の取り組みについて、行政との協議を進めていく。また、地域福祉に関わる新たな事業を企画提案することによって、町からの事業費の増額を目指す。

（２）社協職員のスキルアップ

①相談・支援業務には、福祉に関わる幅広い知識が必要であり、日々の業務を通じての必要な研修は取り入れていくことはもちろんのこと、系統だった専門知識を吸収するため、全国社会福祉協議会の企画している各種研修等に積極的に参加する。（定款第２条第１４号）

②職員間における情報の共有（職員会議、勉強会の開催、朝礼での一日の業務内容周知）を行う。（定款第２条第１４号）

③地区担当制を取り入れ、自治会や民生委員児童委員、福祉委員との協議の場を持ち、地域福祉の現状やニーズの把握をすることにより、より身近な地域福祉に関する事業を企画していく。

（３）相談支援

①心配ごと相談所の開設（定款第２条第７号）

・他の相談業務との連携を図る。

・町との連携を図る。

②介護相談員派遣事業（定款第２条第１４号）

・サービス提供事業者等に、介護相談員を派遣し、サービスを利用する者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業者における介護サービスの質の向上を図る。ここ数年は、コロナの影響で施設への訪問ができなかったが、令和５年度は久しぶりに実施することができた。今後、施設側の意向を聞きながら取り組む。

（４）小豆島町社会福祉大会の開催

３年に１度の第７回小豆島町社会福祉大会を開催し、次の事項を行う。

・式典

・表彰　　功労表彰、ダイヤモンド婚、金婚証書贈呈

・記念講演

（５）広報活動の推進（定款第２条第３号）

・小豆島町社協の事業内容を、広く地域住民の方に知ってもらう広報活動事業として、広報誌「ふくしだより」を年２回発行する。
・誌面のデザインに読みたくなるようなものを取り入れ、年代を問わずだれにでも読んでもらえる広報誌とする。
・一昨年リニューアルしたホームページでは、常時に新鮮で有益な情報を発信することにより、閲覧回数の増加に努める。また、その他ＳＮＳでの発信にも取り組んでいくなど、災害時の対応にも取り組んでいく。
・社協のネーム入りポロシャツを着用し、社協のＰＲに努める。

（６）法人の危機管理（定款第２条第１４号）

・南海トラフ巨大地震や、気候変動による大雨・土砂災害またコロナウイルス感染症など、今後、事業実施に障害となる事象が多数懸念されるため、関係する事業所等ともに協議し、事業継続計画(BCP)を策定する。

（６）共同募金運動に協力（定款第２条第６号）

・小豆島町共同募金委員会の運営及び共同募金運動への支援を行う。

（７）災害時対応事務（定款第２条第１４号）

・町、民生委員児童委員、福祉委員等と協力し、高齢者宅への家具転倒防止対策に取り組む。
・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を円滑に実施するための訓練を実施する。また、活動資器材の備蓄にも努める。
・避難行動要支援者の避難に資する支え合いマップ策定のために、モデル地区の選定、住民説明、街歩き、マップの作成などの一連の事業を実施し、避難訓練につなげていきます。

（８）小豆圏域ネットワーク会議での取組の推進（定款第２条第１４号）

・社会福祉法改正により、社会福祉法人等が地域における公益的活動実施の責務が規定された。小規模法人が多い小豆圏域においてはネットワークを形成してこれにあたっている。
・結成された小豆圏域ネットワーク会議の事業として、避難行動要支援者の支援につながる事業等、地域の課題に対応した地域貢献に取り組む。
・圏域の福祉事業所の人材確保は重要な地域課題となっており、ネットワーク会議での取り組みを進めていく。

（９）関係団体との連携

・地域福祉の担い手である民生委員児童委員との連携を深めるため、民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図る。
・小豆島町老人クラブ連合会の運営に協力する。

・シルバー人材センターとの連携協力を図る。

2　地域福祉の推進（地域福祉係）

（１）小地域ネットワーク推進事業（定款第２条第１４号）

自治会長、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ会長でネットワークをつくり、絆バトンの配布をとおして、地域での支え合い、見守り、声かけを推進する。

①絆バトン等の配布、更新

・絆バトンは、高齢者等が万一の緊急搬送等に備え、安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫内に保管している。

しかしながら、平成２４年度の配付開始以来、バトン内の情報の見直しが出来ていない利用者が多数見受けられるので、情報の更新を図るとともに、新規の地区担当者を中心に事業を進める。

②ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

・町と社協が配布する、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方に対し、周囲の者に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的とした「ヘルプマーク」の普及に努める。 また、併せて、援助等を受ける場合に必要な情報を記載した「ヘルプカード」の普及にも努める。

③地域への働きかけ（地区担当制）

・自治会や民生委員児童委員等の会合に参加して、社協の各事業について、説明するとともに、地域福祉の現状やニーズ地域の福祉課題やニーズについて協議する。

（２）地域福祉推進事業（定款第２条第２号）

①地域での福祉活動に対する自治会への助成を行う。

（３）ボランティア活動・福祉教育の推進

①地域ボランティア活動推進事業（定款第２条第８号）

・学生に対する福祉教育に関して、町教育委員会や学校関係者と協議の上適切な事業を行う。

・各種事業を通じ、施設入居者と地域ボランティアとの交流を図る。

②福祉委員活動事業（定款第２条第１４号）

・福祉委員の活動について地区代表者会及び研修会を実施する。

（４）町行政、福祉関係機関との連携協力

①香川おもいやりネットワーク事業（定款第２条第１１号）

・地域のあらゆる生活課題・福祉課題に対応するため、社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携・協働により、それぞれの持つ機能を活かし、訪問や相談活動を通じて制度につないだり、緊急を要する場合などは、食材の購入などの現物給付による生活支援を行ったり、総合相談・支援に取り組む。

また、令和６年度で１０年目を迎えることから、県内の各参画社会福祉施設や民生院児童委員、社協と協議しながらこれからにつながる取り組みについて検討していく。

（５）相談支援体制の充実強化

①日常生活自立支援事業（定款第２条第１０号）

・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象とし、さまざまな福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う　利用料の支払い、日常的な金銭の管理などの支援をする。

②生活福祉資金貸付事業（定款第２条第９号）

・低所得者世帯（必要な資金を他から借りることが困難な世帯）、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）の属する世帯又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

コロナウイルス感染症に起因する生活困難者への特例貸付の償還が始まっているため、償還や生活の関する相談に対応し、必要に応じて償還猶予や減額、免除申請の支援をする。

③生活困窮者自立相談支援事業（定款第４４条第３号）

・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談、就労準備、家計相談等の支援を行う。

④法人後見の実施（定款第２条第１３号）

・令和３年度より成年後見制度に取り組んでおり、現在２件受任している。日常生活自立支援事業からの移行や町長申立の事例について、受任を検討していく。

・専門知識の習得が必要であり、研修に参加する。

⑤重層的支援体制整備事業（定款第２条第１１号）

・令和３年の社会福祉法改正により、社会的弱者の包括的支援体制を整備するため、⑴相談支援、⑵参加支援、⑶地域づくりに向けた支援の、３つの支援を一体的に実施する事業で、事業の実施は希望する市町村の手上げに基づく任意事業であることから、事業の必要性を町と協議し、必要な場合は事業の実施に向けて町に働きかける。

⑥死後事務の検討（定款第２条第１４号）

・頼れる親族のいない高齢者に対しての日頃の見守りや死後の事務を行う

取り組みについての検討を行う。

（６）生活支援コーディネーター事業（定款第２条第１２号）

・小豆島町が実施する生活支援体制整備事業において、こまめ事業として「つながりづくり」、「人づくり」、「居場所づくり」を進めていく。

・地域福祉課題を十分に取り込むための地区担当制を充実させ、自治会、民生委員、ボランティアの皆さんとの連携を進める。

・こまめリーダー会議を通して情報交換をしながら地域の現状を把握する。

（７）一人暮らし高齢者を励ます会（定款第２条第２号）

・在宅で７７歳以上の一人暮らしの方を地域の拠点である公民館、集会所等に招き、交流会を実施する。

（８）配食サービス事業（定款第４４条第１号）

・食事を作ることが困難な高齢者世帯に対し、栄養バランスの良い食事を提供するとともに、安否確認を行うため、週５回（月、火、水、木、金）昼食弁当の配食サービスを実施する。

（９）生活支援サービス事業（定款第４４条第２号）

・在宅の一人暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行う。

（１０）その他の事業

①防水シーツ配布事業（定款第２条第１４号）

・高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、防水シーツを配布する。

②福祉機器貸出事業（定款第２条第１４号）

・車いすの貸し出しをする。

③葬祭具貸出事業（定款第２条第１４号）

・葬儀のために祭壇の貸し出しをする。
また、利用者減少により今後の貸出について検討を行う。